

認定血液検査技師・認定骨髄検査技師制度協議会 認定血液検査技師・認定骨髄検査技師制度

認定血液検査技師・認定骨髄検査技師制度規則

(目的)

第1条 血液検査の分野における高度の学識と技術を有する検査技師の育成を図り、より良質な医療を国民に提供することを目的とする。

2 骨髄検査等の血液形態検査における専門知識および高度な判定能力を有する技術者を育成することを目的とする。これにより、血液形態検査の水準の向上とその標準化を普及させ、全国の血液診療の質向上に寄与する。

(認定血液検査技師・認定骨髄検査技師制度協議会および審議会)

第2条 認定血液検査技師・認定骨髄検査技師制度に関する必要事項を審議するために認定血液検査技師・認定骨髄検査技師制度協議会（以下協議会と略す）を設置する。認定血液検査技師・認定骨髄検査技師の認定作業を円滑公平に実施するため協議会の下に認定血液検査技師・認定骨髄検査技師制度審議会（以下審議会と略す）を設置する。

第3条 協議会は第1条の目的を達成するために、認定血液検査技師及び認定骨髄検査技師を認定する。

第4条 協議会および審議会の組織、運営については別に定める。

(認定血液検査技師・認定骨髄検査技師制度指定施設)

第5条 協議会は、認定骨髄検査技師養成のために適当と認めた施設を、認定血液検査技師・認定骨髄検査技師認定制度指定施設（以下指定施設と略す）として認定する。

2 協議会は指定施設を認定するために、審議会のもとに指定施設認定委員会を置く

第6条 指定施設は、下記の条件のいずれかを満たすものとする。

1. 日本血液学会認定血液専門医の勤務する施設
2. 認定骨髄検査技師の勤務する施設
3. 日本臨床検査医学会認定検査専門医の勤務する施設

第7条 指定施設の認定を申請するにあたり当該検査部門の長は、次の各項に定める申請書を指定施設認定委員会に提出する。

- 1) 指定施設認定申請書
- 2) 臨床検査実務および教育施設内容説明書

第8条 指定施設認定委員会は、毎年1回申請書類によって審査し、指定施設の審査を行う。

第9条 協議会は認定した施設に対して、「認定血液検査技師・認定骨髄検査技師認定制度指定施設認定証」を交付する。指定施設は5年毎に更新する。具体的な指定施設の更新認定の手続き等は施行細則に定める。

第10条 指定施設は次の場合に認定を取り消す。

1. 第6条に該当しなくなったとき
2. 指定施設の認定を辞退したとき

(認定血液検査技師・認定骨髄検査技師制度指定カリキュラム)

第11条 審議会は認定血液検査技師養成のために認定血液検査技師指定カリキュラム(以下血液技師カリキュラムと略す)、および認定骨髄検査技師指定カリキュラム(以下骨髄技師カリキュラムと略す)を定める。

(認定血液検査技師・認定骨髄検査技師申請の資格と手続き)

第12条 認定血液検査技師・認定骨髄検査技師の申請にあたって次の各項のすべてを備えていなければならない。

1. 臨床検査技師とする。
2. 認定血液検査技師の申請時において原則として2年以上日本検査血液学会会員であることを必要とする。
3. 血液検査歴3年以上の検査業務経験を必要とする。
4. 学術論文、学会発表等の業績発表、学会、研修会参加による血液検査技師申請の資格審査基準の必要な単位を取得していること。単位数は別に定める。さらに血液検査に関連した各種学会、講演会および研修会での活動歴を評価する。
5. 認定骨髄検査技師においては、認定血液検査技師の資格を有し、1回以上の更新を行っている。
6. 認定骨髄検査技師においては、原則として申請時において5年以上の骨髄検査の実務経験を有していること。但し、必要に応じて別に定める代替え措置をとる。
7. 認定骨髄検査技師においては、症例提出書(20症例)の提出。症例20例の報告書が提出できない場合は、学術集会でのケースカンファレンス、冬季セミナー、指定施設の症例より報告書を作成する。

第13条 認定血液検査技師・認定骨髄検査技師の申請には、必要書類を協議会事務局に送付し、所定の受験申請料を納付しなければならない。

- 2 審議会は申請書類により申請者の資格審査を行う。

(試験)

第14条 審議会は、資格審査を満たす申請者に対して試験を行う。

- 2 審議会は試験結果について認定血液検査技師または、認定骨髄検査技師としての適否を審査し、結果を協議会に報告する。

(登録)

第15条 協議会は適格者を認定血液検査技師または、認定骨髄検査技師として「認定血液検査技師登録原簿」または「認定骨髄検査技師登録原簿」に登録する。

2 登録は認定血液検査技師登録料または、認定骨髄検査技師登録料を納付した者に対してこれを行う。

3 認定血液検査技師資格または、認定骨髄検査技師資格は登録後発効する。

4 登録者には「認定血液検査技師・認定骨髄検査技師制度協議会認定血液検査技師認定証」または「認定血液検査技師・認定骨髄検査技師制度協議会認定骨髄検査技師認定証」を交付し、その旨を日本検査血液学会ホームページに公表する。

5 認定証の有効期間は発行日から5年とする。

(登録更新)

第16条 この制度は更新制とする。登録の更新を希望する者は5年ごとに認定血液検査技師登録または、認定骨髄検査技師登録の更新申請をしなければならない。

第17条 更新申請をする者は5年間に更新申請の資格審査基準を満たす単位を取得しなければならない。

第18条 更新時には必要書類を提出し、登録更新料を納付しなければならない。

(認定の取り消し)

第19条 認定血液検査技師または、認定骨髄検査技師は次の各項の事由によりその資格を取り消される。

1. 臨床検査技師の資格を喪失したとき
2. 認定血液検査技師登録または、認定骨髄検査技師登録の更新をしなかったとき
3. 日本検査血液学会を退会したとき
4. 認定血液検査技師または、認定骨髄検査技師としてふさわしくない行為があったとき

第20条 前条第4項の判定は、審議会が審議に基づき、これを行う。

(雑則)

第21条 この規則の改廃は審議会の審議を経て協議会の承認を受けなければならない。

第22条 この規則を施行するため、別に施行細則を定める。

(付則)

第23条 この規則は2019年6月1日から施行する。

認定血液検査技師・認定骨髄検査技師制度施行細則

第1条 認定血液検査技師・認定骨髄検査技師制度規則（以下制度規則と略す）の施行にあたり、制度規則に定める以外の事項については、認定血液検査技師・認定骨髄検査技師制度施行細則（以下細則と略す）および同審議会内規の規定によるものとする。

（認定血液検査技師・認定骨髄検査技師申請の資格審査基準）

第2条 規則第12条に定める認定血液検査技師・認定骨髄検査技師申請の資格審査基準として、別表1により受験申請時点で認定血液検査技師は100単位以上、認定骨髄検査技師は受験前年間に120単位以上を取得していなければならない。

（認定血液検査技師・認定骨髄検査技師受験申請の手続き）

第3条 認定血液検査技師・認定骨髄検査技師の申請には、受験申請料を添えて、所定の期日までに次の各項の書類を協議会事務局に提出しなければならない。

1. 申請書
2. 申請用業績目録等
3. 認定骨髄検査技師においては、20症例の骨髄検査症例提出書および骨髄検査所見

（指定研修）

第4条 認定血液検査技師申請者はカリキュラム委員会が開催する研修を受講しなければならない。研修の日時、場所などは申請書類受領後に申請者に通知する。

（試験）

第5条 認定血液検査技師・認定骨髄検査技師の試験は筆記、実技試験とする。認定試験不合格の場合、認定血液検査技師の申請書類、研修歴および、認定骨髄検査技師の申請書類は3年間有効とする。

（登録更新）

第6条 5年ごとの登録更新は有効期間の最終の年に行うこととする。更新時には所定の試験に合格すること。

第7条 5年間に取得すべき更新申請資格審査基準は次のとおりとする。

1. 別表により加算して認定血液検査技師は50単位以上、認定骨髄検査技師は60単位以上あるものとする。うち少なくとも20単位は検査血液学会が主催するものでなければならない。
2. 更新予定年度より過去5年間に日本検査血液学会学術集会（地方会を含まない）に2回以上参加していること。ただしそのうち1回は、日本検査血液学会地方会学術集会及び、日

本検査血液学会が主催する冬季セミナーあるいは講演会に代えることができる。参加は単位数として換算できる。

3. 不慮の事故や海外出張などの理由により、更新の手続きならびに更新の条件が遂行できないと認められる時、本人の申告により、資格審査委員会で審議のうえ申請期間を延長できる。

4. 更新時には、日本検査血液学会の会員であることを必要とする。

第8条 登録更新を申請する者は登録更新料を納入しなければならない。

第9条 登録更新には、登録更新申請書、更新用実績報告書、更新申請資格審査基準単位を証明する書類等を提出しなければならない。

(雑則)

第10条 この細則の改廃は協議会の議決を経なければならない。

(付則)

第11条 この細則は平成28年6月1日より施行する。

この細則は平成29年4月15日より施行する。

この細則は2019年6月1日より施行する。

別表 認定血液検査技師・認定骨髄検査技師制度資格審査基準単位及び更新資格審査単位

必要要件			単 位
学会参加 (日本検査血液学会が主催するもの)	日本検査血液学会学術集会	全国	20
		地方会	10
		社員総会講演	10
学会参加 (日本検査血液学会以外)	日本血液学会総会		10
	日本血栓止血学会		10
	日本小児血液・がん学会		10
	国際血液学会総会(ISH)		10
	アメリカ血液学会(ASH)		10
	国際検査血液学会(ISLH)		20
	国際血栓止血学会		10
	日本医学検査学会総会	総会	10
		地方会	5
	日本臨床検査医学会	総会	10
		地方会	5
日本臨床検査自動化学会		10	
日本サイトメトリー学会		10	
その他の医学関連学会総会※		5	
研究発表	原著論文	筆頭	30
		共同	10
	その他の論文 (総説、症例、技術など)	筆頭	20
		共同	10
	学会発表	筆頭	20
		共同	10
日本検査血液学会 冬季セミナー		20	
講習会、研修会等参加※※		10	
学会主催の教育活動等		10	
技師養成学校での教育		10	

※ 日本医学会分科会のうち検査血液学に関連のある学会、その他は審議会において審査する。

※※4団体(日本検査血液学会、日本臨床衛生検査技師会、日本臨床検査医学会、日本臨床検査同学院)もしくは日本医学会分科会が主催または共催したもの。その他は審議会において審査する。

認定血液検査技師・認定骨髄検査技師制度協議会および審議会内規

(目的)

第1条 この内規は、認定血液検査技師・認定骨髄検査技師制度規則第4条の規定に基づき、協議会および審議会の組織および運営に関し必要な事項を定める。

(役割)

第2条 規則第2条の規定により、協議会は認定血液検査技師・認定骨髄検査技師制度に関する必要事項を協議する。審議会は認定血液検査技師及び認定骨髄検査技師の認定作業を円滑公平に実施する。

(組織)

第3条 協議会および審議会の組織は次のとおりとする。

1. 協議会は会長、副会長、および委員若干名をもって組織する。会長は日本検査血液学会理事長が委嘱し、副会長、委員は協議会会長が委嘱する。

2. 審議会は会長、副会長および委員若干名をもって組織する。会長は協議会会長が委嘱し、副会長、委員は審議会会長が委嘱する。

第4条 協議会および審議会の会長、副会長、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 協議会および審議会の会長は会務を総括し、協議会および審議会を代表する。会長に事故あるときは副会長がその職務を代行する。

(委員会の設置)

第6条 審議会は専門事項を調査協議するために、審議会会長を委員長とする試験制度委員会を置き、試験を円滑に行うため次の委員会を置く。各委員会の委員長は審議会の委員の中から審議会の会長が委嘱する。

1. 試験あり方委員会
2. カリキュラム委員会
3. 受験・更新資格審査委員会
4. 試験委員会
5. 指定施設認定委員会

委員会の運営については別に定める。

(運営)

第7条 協議会および審議会の議事運営は次の各項により行う。

1. 会長が召集し、その議長となる。

2. 協議会および審議会は年1回以上開かなければならない。
3. 協議会および審議会は委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
4. 協議会および審議会の議事は出席者の過半数の同意により議決する。

第8条 協議会および審議会の会長は議事録を作成し、これを保管する。議事録は原則として公開しない。

(報告)

第9条 審議会会長は審議会の審議結果を速やかに協議会に報告しなければならない。

(守秘義務)

第10条 協議会および審議会の委員は、正当な理由なく、職務上知り得た内容を他に洩らしてはならない。

(事務局)

第11条 審議会の事務は協議会事務局が行う。

- 2 協議会事務局は日本検査血液学会事務局内に置く。

(改廃)

第12条 この内規の改廃には、協議会委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(雑則)

第13条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は協議会が定める。

(付則)

第14条 この内規は平成28年6月1日から施行する。

この内規は2019年6月1日から施行する。

認定血液検査技師・認定骨髄検査技師制度 試験制度委員会 内規

(目的)

第1条 この内規は、認定血液検査技師・認定骨髄検査技師制度協議会および審議会内規第6条に規定する、試験制度委員会及び試験あり方委員会、カリキュラム委員会、受験・更新資格審査委員会、試験委員会、指定施設認定委員会の運営に関して必要な事項を定める。新たに設置する委員会においてもこの内規を適用する。

(役割)

第2条 試験制度委員会は、認定血液検査技師・認定骨髄検査技師試験を遂行するにあたり内規にある各委員会を統率し、試験実務を円滑に行う。

第3条 試験あり方委員会は、認定血液検査技師及び認定骨髄検査技師のあるべき姿を検討し、一般および専門分野の教育目標を定める。

第4条 カリキュラム委員会は、審議会が定める教育目標に基づいて、指定カリキュラムを作成する。

第5条 受験・更新資格審査委員会は、審議会が定める規定に基づいて、受験者の資格を審査する。

第6条 試験委員会は、審議会が示す内容に基づいて認定試験を行う。

第7条 指定施設認定委員会は、審議会が定める基準により、指定施設の認定を行う。

第8条 その他、審議会会長が諮問する事項を検討する。

(委員長および委員)

第9条 委員長および委員は審議会会長が委嘱する。委員長および委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(議事運営)

第10条 委員会の運営は、次の各項による。

1. 委員長が召集し、その議長となる。
2. 委員会は年1回以上開かなければならない。
3. 委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
4. 委員会の議事は出席者の過半数の同意により議決する。

第11条 委員長は議事録を作成し、これを保管する。議事録は原則として公開しない。

(答申)

第12条 委員会の委員長は、委員会の審議結果を速やかに審議会会長に答申する。

(守秘義務)

第13条 委員長および委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を他に洩らしてはならない。

(改廃)

第14条 この内規の改廃には、審議会委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(雑則)

第15条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は審議会が定める。

(付則)

第16条 この内規は平成28年6月1日から施行する。
この内規は2019年6月1日から施行する。